

南あわじ市ふるさと活性化センター新規出店募集について

- ◇ 応募要件 以下全ての条件を満たすこと。
- ① 当該営業に必要な資格及び免許などを有していること。また営業について法令等を遵守すること。
 - ② 南あわじ市内に本店、支店、もしくは事業所を有する者。ただし、個人にあっては市内に在住する者に限る。
 - ③ 名義貸しは禁止する。
 - ④ 飲食を販売する場合などは、食品衛生責任者を選任し保健所に届出をすること。
 - ⑤ 当該営業の必要に応じ、消防法上の手続きが必要な場合は消防署へ届出をすること。
 - ⑥ その他、必要な手続きや届出は、申込者の責任において行うこと。
 - ⑦ 事業者の代表者・関係者（従事者含む）等が暴力団関係者でなく、南あわじ市暴力団排除条例を遵守し、同条例に基づき行う事務手続きに積極的に協力すること。
 - ⑧ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する営業でないこと。
 - ⑨ 市税の滞納がないこと。
- ◇ 物件用途 南あわじ市の観光振興を図るための事業所、事務所（換気扇無し）
- ◇ 物件面積 26.57㎡
別紙図面参照
- ◇ 営業時間 原則 9：00～17：00
- ◇ 物件賃料 使用料：44,637 円／月（1,680 円／㎡）
共益費：電気料金＋空調点検料
※使用料は事業開始後から発生
- ◇ 受付期限 11 月 2 日（月）午後 5 時まで
※郵送の場合消印有効
- ◇ 使用開始 12 月以降
- ◇ 申込方法 提出書類を商工観光課に持参もしくは郵送にて提出

◇ 選考方法 プレゼンテーション及びヒアリングにて業務内容等を審査のうえ決定
※審査会は11月中旬予定

◇ 提出書類 ①南あわじ市ふるさと活性化センター新規出店申込書
②南あわじ市ふるさと活性化センター出店企画書
③会社概要を記した書類（決算書等）
④承諾書

◇ スケジュール

公募	10月1日（木）
見学期間	10月1日（木）～ 11月1日（日）
申込期限	11月2日（月）
審査会	11月中旬

※使用開始 12月以降

◇ 電気設備等について
・ブレーカ 単相3線式3P30A
・エアコンあり
※水道なし

その他 賃貸施設への各設備工事については、商工観光課の許可が必要です。
また設備費用については全額自己負担とし、契約が終了した場合並びに
契約を解約した場合は、指定した期日までに賃貸施設を自己負担により
原状回復するものとする。

テナントの見学を希望する場合は、上記見学期間までに商工観光課まで問い
合わせを行うこと。

お問合せ 経済観光部商工観光課 担当：武市
Tel：0799-43-5221 Fax：0799-43-5321

※申込みに当たっては南あわじ市ふるさと活性化センター条例、同施行規則、他関係法令
を遵守のこと。